

篠崎 進士 法律事務所報



2024年
夏号



02 期待される匿流 (とくりゅう) の 実態解明と撲滅

所長弁護士 篠崎 芳明

03 『虎に翼』と 三淵嘉子さん

所長弁護士 進士 肇

04 民事裁判手続のIT化

弁護士 三井 稜賀

05 近況報告

08 書籍紹介 『株主総会検査役

その職務内容と選任事例』

期待される匿流(とくりゅう)の 実態解明と撲滅

篠崎・進士法律事務所 弁護士 篠崎 芳明



戦後市民社会に大きな害悪を及ぼした暴力団は、昭和30年代に警察の厳しい取り締まりにより総じて弱体化したが、民事介入暴力などで莫大な利益を得た少数の暴力団が弱体化した暴力団を吸収するなどして大規模化、広域化、強大化し、対立抗争に市民を巻き込むなどして市民社会に大きな不安と恐怖を与えたことから、反社会的勢力と評価されるに至った。

平成に入り、いわゆる暴対法の制定などにより、暴力団を名乗るメリットが失なわれ、検挙リスクが高まった現今では、暴力や暴力団の威力を示す暴力団員は急速に減少している。

しかし、警察庁は、令和5年7月、「匿名・流動型犯罪グループ(とくりゅう)」なる新たな犯罪集団の存在を公表した。警察庁によれば、この集団は、SNSなど匿名性の高い通信手段等を活用して闇バイトなどを募集するなど緩やかな結び付きで離合集散を繰り返し、役割を細分化し、活動実態を匿名化、秘匿化し、特殊詐欺等の違法な資金獲得活動によって蓄えた資金を基に更なる違法活動や風俗営業等の事業活動に進出するなどしており、強盗や殺人などの凶暴な犯罪も厭わないという。

翻って、市民は、人として平穏に安全に生活を送ることができる権利を有している。

市民が平穏に安全に生活を送ることができる権利を講学上「人格権」といい、市民は、自らの安心・安全な生活を脅かす者に対しては当該行為の差止めや排除を請求できる。

大阪国際空港夜間離発着差止め請求事件の第2審(大阪高等裁判所)判決は、

「およそ、個人の生命・身体の安全、精神的自由は、人間の存在に最も基本的なことからあって、法律上絶対に保護されるべきものであることは疑いがなく、また、人間として生存する以上、平穏、自由で人間たる尊厳にふさわしい生活を営むことも、最大限度で尊重されるべきものであって、憲法13条はその趣旨に立脚するものであり、同25条も反面からこれを裏付けているものと解することができる。このような、個人の生命、身体、精神および生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体を人格権ということができ、このような人格権は

何人もみだりにこれを侵害することは許されず、その侵害に対してはこれを排除する権能が認められなければならない。すなわち、人は、疾病をもたらす等の身体侵害行為に対してはもとより、著しい精神的苦痛を被らせあるいは著しい生活上の妨害を来たす行為に対しても、その侵害行為の排除を求めることができ、また、その被害が現実化していなくともその危険が切迫している場合には、あらかじめ侵害行為の禁止を求めることができるものと解すべきであって、このような人格権に基づく妨害排除および妨害予防請求権が私法上の差止請求の根拠となりうるものといえることができる。」

とした。

新たな犯罪者集団(とくりゅう)は、手口の悪質さと被害の重大性に照らして市民社会の新たな脅威であり、市民の平穏に安全に生活を送ることができる人格権を侵害する不法行為者である。弁護士は、かねてより、暴力団など反社会的勢力の個別の不当要求行為などに対しては、人格権を根拠にその差止めを求める法的手続を講じてきた。

対立抗争や弁護士襲撃で近隣住民に不安を与えた暴力団組事務所の使用差止請求を認めた静岡地方裁判所浜松支部判決も、「人格権」を根拠としたものである。

新たな犯罪者集団匿流(とくりゅう)が市民社会のあらたな脅威であるからには、市民は、自らの平穏、安全な生活のために、人格権を根拠に、その不法行為への差止めを請求できるはずであるが、現行法制下においては、市民が自らの安全のために取り得る法的手段は、民事訴訟手続以外にない。

民事訴訟は、個別案件解決のための法的手続であるから、相手方を特定し、差止めを求める行為内容を具体的に特定しなければならず、匿流(とくりゅう)の犯罪行為を事前に差止めすること(未然防止)は、現に被害が発生していない段階では、そもそも民事訴訟が不可能である。

ここは、「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、…公共の安全と秩序の維持にあたることを使命とする(警察法2条1項)」警察に、匿流(とくりゅう)の実態解明と撲滅(検挙の徹底)を期待する外ない。警察の更なる取組に期待する。

『虎に翼』と三淵嘉子さん

篠崎・進士法律事務所 弁護士 進士 肇



1. 三淵嘉子さんは、今年4月に始まったNHK朝の連続テレビ小説『虎に翼』の主人公猪爪寅子のモデルであり、日本で女性初の弁護士、判事、裁判所長になったといわれる人です。三淵さんの半生を描いた本は数多ありますが、その中でも、清永聡『三淵嘉子と家庭裁判所』(日本評論社2023)は特にお勧めです。本書の編著者は、「気骨の判決-東条英機と闘った裁判官』(新潮新書 2008)を書いたNHK解説委員の清永聡氏です。

ドラマでご覧の通り、三淵さんは最初の夫を戦争で失い、戦後に「職場結婚」しますが、そのお相手が三淵乾太郎氏です。乾太郎氏は初代最高裁長官であった三淵忠彦氏の長男であり、昭和30年代に最高裁調査官(民事事件担当)として幾つもの著名事件に関わっておられます。種類債権の特定に関する最判昭和30年10月18日民集9巻11号1642頁、内縁破棄による不法行為を理由とする損害賠償請求を認めた最判昭和33年4月11日民集12巻5号719頁、特定物債権に基づく詐害行為取消権行使の可否に関する最判昭和36年7月19日民集15巻7号1875頁などです。

2. 本書を読んで最初に目を引いたのが、第3部のインタビュー記事の一つです。元裁判官の鈴木經夫さん(司法修習13期)がインタビューを受けています。お題は「東京家裁時代の三淵嘉子さん」。

いきなり話が横にそれますが、私は、45期の司法修習(浦和修習。現在のさいたま修習。1991年4月～1993年3月)で、浦和家裁(現さいたま家裁)にいらっしやった鈴木裁判官にお世話になりました。そのころ、毛利甚八作・魚戸おさむ画『家裁の人』を貪るように読み、片岡鶴太郎主演のドラマ『家裁の人』を見て感じ入り、大貫妙子が唄う主題歌「春の手紙」をよく口ずさみました。主人公桑田義雄裁判官のモデルは、ひょっとして鈴木さんじゃないかと思っていました。鈴木さんは、そのくらい魅力的な「家裁の人」でした。

コミックの中の桑田裁判官は、ある意味スーパーマンです。それゆえ、本流の裁判官たちが「あんな裁判官像はありえない」などと冷やかに語っているのも、ずいぶん耳にしました。鈴木さんはそういうスーパーマンではありませんでしたが、鈴木さんの語る家裁の心根は、それこそ桑田裁判官と相通じるものがありました。1969年ころまでの、戦後裁判官の自由闊達な雰囲気身をまとい、「座談会 家裁発足当時の思い出(1982年12月12日)」にあるような、戦後の家

庭裁判所の理想を実現しようと努めている方でした。

3. 鈴木さんが本稿で触れておられますが、1969年の平賀健太札幌地裁所長によるいわゆる「平賀書簡事件」が飛び火し、最高裁事務総局が青法協所属の裁判官に退会勧告を行うという事態になり、鈴木さんも渦中の人となります。私は修習当時、平賀書簡事件と裁判所レッドパーズについて知ってはいましたが、鈴木さんがこの事態に巻き込まれていたとは知りませんでした。弁護士になった後に、山本祐司『最高裁物語』(講談社+a文庫 1997年)や黒木亮『法服の王国』(産経新聞出版 2013年)など何冊かの本を読んで、ああこんなことがあったのかと理解した次第です。

4. 今回、このインタビュー記事を読んで、鈴木さんの「家裁の人」としての原点は、1970年4月の東京家裁着任後における三淵嘉子さんとの出会いなのかしらんと思いました。鈴木さんの語る「三淵さんに関するエピソード」に、鈴木さんが1990年に浦和家裁に着任したころのものがあります。私の修習時代と重なる話であり、とても懐かしく思いました。

まず、浦和家裁の調停委員の間で、神様といわれていた方が2人いました。沼邊愛一さんと三淵さんでした。特に三淵さんは女性の調停員から大変評判がよかった。

それからもう一つ。現在、さいたま家庭裁判所川越支部の建物の入口は吹き抜けになっていますが、これは当時、浦和家裁の所長だった三淵さんの意見によって作られたものです。裁判所の建物としてはなかなかおしゃれで、三淵さんのセンスを感じるものでした。

残念ながら私は、浦和家裁で三淵さんにお目にかかる機会はありませんでしたが、でも、同じ空気を吸っていたのかなと思います。因みに川越は最近、寺と蔵と菓子屋横丁を中心に「おしゃれな街小江戸」へと変貌を遂げています。川越詣でのついでに、さいたま家裁川越支部を「聖地巡り」するのも面白いのではないのでしょうか。

5. なにやら、三淵さんの話ではなく、鈴木さんの話を中心になってしまいました。朝ドラを見ながら、もうかれこれ30年以上前となった往時を思い起こし、そして改めて本書を読んで、三淵さんの人生を味わってみたいと思います。

民事裁判手続のIT化

弁護士 三井 稜賀



1 はじめに

近年のIT技術の進歩は目覚ましく、裁判手続においてITの利用及び促進が求められてきました。

平成30年3月30日には、内閣官房に設置された「裁判手続等のIT化検討会」において「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめー「3つのe」の実現に向けてー」と題する報告書が取りまとめられました。同報告書では民事裁判手続の全面IT化を目指すこととし、具体的には、①e提出（主張証拠のオンライン提出等）、②e法廷（ウェブ会議・テレビ会議の導入・拡大等）、③e事件管理（訴訟記録への随時オンラインアクセス等）の「3つのe」の観点から検討を進め、裁判手続等のIT化の実現を進めることとなりました。

そこで今回はまず「3つのe」についてその概要をご説明するとともに、これまでにIT化が実現された裁判手続の内容と今後IT化の実現が予定される裁判手続の内容についてそれぞれご紹介します。

2 「3つのe」の概要 ※1

(1) e提出

IT化検討会は、e提出の実現のための具体化として、①訴状や証拠書類等の電子化による提出を認めるオンラインでの訴えの提起、②訴え提起時の手数料等のオンラインでの納付（電子決済）、③訴状や判決書等の電子送達、④答弁書その他準備書面等のオンライン提出及び期日における裁判所・双方当事者間でのITツールを活用したやり取りなどを挙げます。

(2) e法廷

IT化検討会は、e法廷の実現のための具体化として、①第1回口頭弁論期日については擬制陳述制度を利用して当事者の一方が出席せずに期日が形式的になることが少なくない現状に鑑みて、第1回口頭弁論期日段階から当事者の一方又は双方によるウェブ会議等を活用して実質的な審理を行う等、②争点整理手続等における（書証の取調べ等を含めた）ウェブ会議等の活用、③ウェブ会議等による人証調べの利用、④判決言渡しの在り方の見直しなどを挙げます。

(3) e事件管理

IT化検討会は、e事件管理の実現のための具体化と

して、①訴状の提出が裁判所に受理されたことを確認できる仕組みの構築のほか、訴状審査や補正等のやり取りの際のITツールの活用、②当事者双方・裁判所によるオンラインでの期日調整や進行予定の確認などを挙げます。

3 現在までのIT化の達成化状況

(1) ウェブ会議による争点整理手続

令和2年2月から、マイクロソフト社のTeamsを利用したウェブ会議による争点整理手続が導入され、令和5年3月1日から、当事者双方が電話会議等による弁論準備期日及び和解期日の参加、令和6年3月1日から、口頭弁論期日についてもウェブ会議での参加が導入されることとなりました。

(2) 準備書面等の電子提出

民事訴訟規則3条1項によりファクシミリ提出が許容されている書面（準備書面、書証の写し、証拠説明書等）をオンライン提出するためのシステム（通称「mints」）の運用が開始されました。

4 今後IT化が予定される裁判手続 ※2

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年5月18日成立）と民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年6月6日成立）によって、民事裁判手続の全面的なデジタル化が実現されることとなります。

これらの法律は段階的に施行されることとなりますが、今後IT化が予定される裁判手続としては、①オンラインでの申立て（改正民事訴訟法132条の10）、②事件管理システムを用いたシステム送達（同法109条の2）、③インターネット上での閲覧による公示送達（同法111条）、④判決書や申立書等の事件記録の電子化、⑤ウェブ会議等の活用・拡大等のほか、⑥民事訴訟以外の民事裁判手続（民事執行・民事保全・破産・民事再生・会社更生等）があります。

※1 平成30年3月30日「裁判手続等のIT化検討会」において「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめー「3つのe」の実現に向けてー」裁判手続等のIT化検討会

※2 2024年1月「民事裁判手続のデジタル化」法務省民事局

近況報告

所長弁護士 篠崎 芳明



私は、昭和42(1967)年に弁護士登録(19期)し、本年4月に弁護士58年目を迎えました。幸い、未だ痴呆症に罹患せず、水中歩行で膝の痛みも軽快しているので、毎日法律事務所に出動して、与えられた法律問題に粘り強く取り組み、担当案件の裁判では尋問も行っています。しかし、心意気と体力はともかく、高齢化したことは間違いがないことから、本年6月に任期満了となる公益財団法人全国防犯協会連合会(全国暴力追放運動推進センター所管)理事の退任を申し出たところ、代表理事から、まだ元気だからとして、任務の続行を要請されました。かくなる上は、もう1期務め、2年後の弁護士人生60年目を目指すこととします。引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

弁護士 寺嶋 毅一郎



先日、久しぶりに新幹線に乗りました。終了したワゴンの車内販売、毎回利用していた訳ではないけれど、無くなってしまうと寂しい気がします。販売員さんの口上や、例の固いアイスが懐かしい。そういえば喫煙スペースも無くなりました。非喫煙者には関係ないといえばそうなのですが、なぜかこれも、無くなってしまうと寂しい気がするの不思議です。通りがかりに見た、喫煙スペースの窓からの富士山の眺めが懐かしい。喫煙車両があった頃には、禁煙指定席が取れずに喫煙車両で燻されながらの出張もありました。さらに昔、食堂車も利用したことがある世代ですが、もはやおぼろげな遠い記憶です。車窓を眺めながらあれこれ思う、東の間の旅でした。

所長弁護士 進士 肇



2月3日(土)の東京30kで3時間10分10秒。これは昨年より4分遅い記録でしたが、イーブンペースで走り切れました。その後も順調にトレーニングを積めたお陰で、メインイベントである3月5日(日)の東京マラソンでは4時間35分38秒。久しぶりに、完走+4時間30分台レースを経験できました。

さて、軽い気持ちで出走した4月15日(日)のかすみがうらマラソンは、5時間32分20秒と散々な目に。8km地点までにやってくる3回の上り坂と暑さで脚のスタミナを奪われ、25km過ぎはほとんど歩き。土浦の皆さんのお持てなしを受けに来たんだと腹を括って、文字通り這々の体で何とかゴールまで辿り着きました。

フルマラソンは冬までお預けになりますが、それまでのトレーニングとして山歩きに勤しむつもりです。高尾山・陣馬山縦走、丹沢山、秩父御岳山、生藤山など、昨年も登った山で足慣らしをし、秋までに日本百名山を少なくとも三座は登る予定にしています。

弁護士 杉山 一郎



山口和男先生の思い出を少し。山口先生とは一審が甲府地裁、二審が東京高裁の不動産に関する民事裁判を1件ご一緒させて頂きました。関係者との面談や市役所保管の公図の確認など精力的に動かれただけでなく、常に「座りの良い結論」とは何かという視点から、依頼者と協議したり、裁判所と折衝したりするなどされており、大変勉強になりました。また日常業務で頼りがちなマニュアルの類いは数年しかもたないとして、毎年基本書を少なくとも1冊通読して常に研鑽すべきことも助言頂きました。まとまった休みは取れないのですが、少しでも実践すべく通勤電車の中で勉強するようにしています。山口先生、ありがとうございました。

弁護士 中山 祐樹



今年に入り、引っ越しをしました。旧居は事務所から比較的近く、天気がよければ運動も兼ねて徒歩通勤をしていたのですが、転居先は歩ける距離ではなくなり、通勤時間も長くなりました。それでも、電車で過ごす時間を使って、今までなかなか時間を取れなかった読書や動画鑑賞に時間を割くことができるようになり、思いのほか快適に過ごしています。一方で悩ましいのは、徒歩通勤でのまとまった運動時間を取ることがなくなり、歩数と消費カロリーが減ったこと。体重にも着実に跳ね返ってきており、これはなんとかしなければと考えているところです。

弁護士 石黒 一利



令和2年のコロナ禍真っ最中に人間ドッグに行ったら、体重と中性脂肪が見たことのないくらい大幅に増加していたので、驚いてジム通いに励んでいたら、翌年にはすっかり元の数値に戻り、昨年までは順調に推移していました。しかし、コロナも収束し、安心しきっていたせいか、今年の間人間ドッグでは令和2年に近い数値に逆戻りしていました。週一回のジム通いは欠かしていませんので、思い当たるとしたら晩酌の量でしょうか。春先にドラゴンズのオンラインショップを見ていたら、ステンレスタンブラーがあったので、ビール、レモンサワーを飲むのに丁度良いと思ってポチッとやってから、毎晩の必需品になっています。運動を増やすか、お酒を減らすか、悩ましいところです。

弁護士 三井 稜賀



父親が趣味で作った花瓶をプレゼントしてくれたので、最近では毎週末近所の花屋で何種類かの花を購入しては花瓶に生けています。そこから何となく植物に興味を持ちはじめ、現在は花のほかに観葉植物を3つほど大切に育てています。普段は声掛けをしながら(自宅なので怪しくありません。)せっせと世話をしていますが、忙しい時には花瓶の水の交換や観葉植物への水やりがおろそかになってしまい、目に見えて植物の元気がなくなり、自分の心の余裕不足に気付かされます。それでもやはり緑のある生活は楽しいもので、次はベランダで家庭菜園をして自分で育てた野菜で料理を作りたいですね(器ばかり集め、肝心の料理は・・・です。)

弁護士 清水 恵介 (客員)



私が理事を務めております日本温泉地域学会の学会誌である温泉地域研究の42号に、「複数分湯における温泉利用権の法的性質―葉山温泉・蔵王荘事件の再評価」と題する拙稿を掲載しました。前号の事務所報に書いた伊香保温泉に引き続き、昨年の夏に現地調査をさせていただいた山形県・かみのやま温泉に関する裁判例(山形地裁昭和43年11月25日判決〔下民集19巻11=12号731頁〕)の評釈となっております。やや古いものの、当時の温泉権論をリードしていた川島武宜東大教授の鑑定意見に依拠し、慣習に基づかずに施設を明認方法とする形での物権的な温泉権を認めた画期的な裁判例と目されるもので、これを現地の旅館経営者からの聞き取りも含めてまとめてみました。

弁護士 鶴岡 拓真



ある日、寝返りをしようとしたところ、左肩に鋭い痛みを感じました。どこも腫れていなかったためそのままにしていましたが、左腕を上げると相当な痛みがあり、スーツの上着に手を通すことが辛くなってきたので、整体院に行ったところ、四十肩と診断されました。その後、定期的に整体院で施術を受け、症状がだいぶ改善してきたところ、自分でもケアすることを薦められたので、家に眠っていたストレッチポールを引っ張り出してきました。ポール上に仰向けになって自重で筋肉等を伸ばすのですが、それなりの負荷がかかり、ストレッチをするよりも筋肉や筋が伸びている実感があり、かなり体が楽になります。最近では面白くなってきて、YouTubeで活用方法を調べたりしながら楽しくストレッチポールをやっています。

弁護士 金山 真琴



意識低い系タイムスリップコメディ「不適切にもほどがある」というドラマが流行っており、私も楽しく鑑賞しました。同時期に、Netflixで「DARK」という海外ドラマも観ていました。こちらもタイムスリップものですが、笑えるシーン皆無の題名通り暗い話です。暗いうえに複雑で難解です。が、気付けばどハマリしていました。ドラマの冒頭で「過去・現在・未来という考え方は幻想にすぎない。同時に存在している」というアインシュタインの言葉が引用されるのですが、まさにこの言葉を突き詰めたような内容で、しかも面白く、こんなドラマがあるのかと衝撃を受けました。ただ、気を抜くと一瞬で置いてけぼりにされるので、「不適切」とは異なり気合入れて観る必要があります。今回は字数が増えたので、アインシュタインとか言ってみて意識高い系?な内容にしてみました。

税理士 藤代 節子



宅配ボックスの数が少ない中、争奪戦に勝った荷物を取り出そうとカードキーを入れると、何十回試してもギギと音を立てて戻ってしまいます。読み取り口が古くダメになったようで修理の後に取り出せたのが1週間経過後。その5日後に不在票が入っていたのですが「お預かりしている荷物はありません」。あちこち問合せ原因究明を試みると、ドライバーさんが部屋番号を間違えて登録した可能性があるとのこと。翌日別の不在票は大丈夫だろうとチャレンジすると同じメッセージが出ます。カードの磁気が弱くなっていたようでした。ドライバーさんの疑惑は晴れ、数日にわたって占領していた2つのボックスを明け渡しました。短期間でこんなに宅配ボックスと向き合ったのは初めてでした。



当法律事務所に在籍された山口和男先生は、令和6年3月21日に逝去されました（享年93歳）。先生は、昭和36年に裁判官となり（13期）、東京地方裁判所民事8部（商事部）部総括、東京、横浜、那覇地方裁判所各民事部部総括、旭川地方・家庭裁判所所長などを歴任し、公証人を経て平成12（2000）年に客員として当法律事務所に参画されました。事務所内では、所属弁護士らの相談に丁寧に応じて下さるなど、真に頼りになる存在でした。先生は、「特別清算の理論と裁判実務（新日本法規）」をはじめ多くの法律実務書を執筆、編集されましたが、日本大学では、大学院、



法学部において民法、商法の講義を担当され、後輩裁判官を大学院教授に推薦されるなど母校の発展に多大な貢献をされました。当法律事務所の弁護士、税理士、職員一同は、謹んで先生のご冥福をお祈り申し上げます。

株主総会検査役

その職務内容と選任事例

進士 肇、中江 民人、三井 稜賀（著）

本年4月、当事務所の進士肇弁護士と三井稜賀弁護士が、「株主総会検査役—その職務内容と選任事例」を上梓しました。

本書は、総会検査役が選任された株主総会の実際の事例を参考にしながら、総会検査役選任事件の一連の流れを説明し、①潜在的クライアントである上場・非上場の役員、法務・総務担当者、②提案株主側と株主総会開催企業側双方の代理人、③将来総会検査役等を担う若手弁護士の3者に向けて、それぞれの視点を盛り込みながら、総会検査役の実務と理論の解説を行う書籍となっています。

その他にも、近時話題となった総会検査役選任事

例などを紹介しています。

本書出版後、既に多くの皆様にご高覧いただき、大変有り難いご意見を頂戴しておりますこと、深く感謝申し上げます。

本書を多くの方にご覧いただき、株主総会に携わる全ての人にとっての「転ばぬ先の杖」となれば、大変喜ばしく思います。



篠崎・進士法律事務所

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-7-2 虎の門高木ビル 6階

TEL : 03-3580-8551 (代) FAX : 03-3595-1673

<http://www.shinozaki-law.gr.jp/>